

みよし市犯罪被害者等支援条例を制定しました

みよし市では、犯罪被害を受けた方や、
その御家族・御遺族に対し、支援を行います。



主な支援内容

相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じるとともに、市が提供するサービス等関係機関をご案内します。

見舞金の給付

対象となる犯罪被害

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命・身体を害する故意の犯罪

給付の要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに、みよし市内に住所を有していた犯罪被害者とその御遺族の方（事実上の婚姻関係、事実上の養子縁組関係、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある方を含む）

支援金の種類と給付額等

種類	給付額	給付対象者	要件
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の第1順位遺族の方	死亡
重症病見舞金	10万円	犯罪行為によって、重症病を負った犯罪被害者の方	療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの
精神療養見舞金	2万5千円	犯罪行為によって、精神疾患を負った犯罪被害者の方	療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの

※制度の詳細・申請については、犯罪被害者等支援相談窓口までお問合せください。

相談窓口・問合せ先

犯罪被害者等支援相談窓口 0561-32-8046（直通）

みよし市役所 防災安全課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地